

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 太田市 (205) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 休泊地区 【龍舞町・八重笠町】 (龍舞町1区、龍舞町2区、龍舞町3区、八重笠町) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年3月27日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、市街化区域に隣接し、集落内においても土地利用の混在化が生じていることから効率的かつ総合的な農業上の土地利用が難しい地域がある。その反面幹線道路沿いでは大規模に区画整理された一団の集団農地があり、太田市でも有数の米麦の生産地となっている。市街化区域と隣接している農地においては、農作業に係る農業者への苦情が発生しやすい状況にあり、また幹線道路沿いに広がる農地へのごみの不法投棄等の問題発生も懸念される。

当地区は農用地利用調整組合が設立されている為、他の地域に比べて地域の農業者により流動的な農地利用が行われている。現在は耕作出来ない農地が発生した場合は周辺で耕作している農業者に声をかけて一体利用されるように調整しているが農用地利用調整組合員も高齢化している事から組合活動の持続可能性に不安がある。

農用地利用調整組合や農地中間管理機構を通した農地の貸し借りを実施した農地の中で耕作放棄地になってしまっている事案が地域で散見されている。

一団の集団農地の中でも耕作放棄地により水路が塞がっている箇所や、トラクターの出入りが困難な農地があるなど耕作条件の均一化はされていない。また水路の老朽化や土地の高低差により取水や排水が困難な箇所も散見される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集団性の高い区画整理された優良農地は、水路等の農業用設備の機能維持が必要で、更新が必要などところについては地域の実情を反映しながら基盤整備を段階的に実施する。

地域において農用地利用調整組合が農地を流動的に利活用出来るように機能しているが、組合員の高齢化や離脱等により活動の鈍化が懸念される。今後も農用地利用調整組合が活発な組合活動を継続する為にも地域の若手農業者の参入等による人的資源の確保が求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 227 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 227 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| <p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。また農用地利用調整組合による流動的な農地利用を推進する。</p> |
| <p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構と農用地利用調整組合の活用により、流動的な農地利用及び農地の集積と区画の拡大を目標とする。また農地の貸し借りにおいては貸し手・借り手双方に不利益が発生しないように十分に合意形成を行う。</p> |
| <p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、老朽化した水路等の農業用設備の更新を段階的に実施する。</p> |
| <p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、農業法人との意見交換等、他地域からの農業者の受け入れを検討し、多様な経営体の募集を促進する。</p> |
| <p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。</p> |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ①鳥獣被害防止対策 | ②有機・減農薬・減肥料 | ③スマート農業 | ④輸出 | ⑤果樹等 | |
| ⑥燃料・資源作物等 | ⑦保全・管理等 | ⑧農業用施設 | ⑨その他 | / | |

【選択した上記の取組方針】